

Title	ジョン・コートマン 英連邦の家族的結合
Sub Title	Coatman, John; The British family of nations. London, 1950. pp. 271
Author	矢内原, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.6 (1952. 6) ,p.427(65)- 431(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19520601-0065
Abstract	
Notes	紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520601-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520601-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

諏訪七左衛門様

御役人衆中

名主 武左衛門  
名主伴 藤 吉

大山村去秋取毛之儀ニ付、惣百姓舊冬々御願罷出候付、名主武左衛門へ御尋候儀御座候節、武左衛門病氣罷在候間、私儀名主代罷出御尋之節ニ御答申上候ニ付、武左衛門印形ニ而書付差上申候所、此段武左衛門罷出濟口證文ニ印形仕候間、私儀ハ今日初而自分印形相用濟口證文差上申候、爲後日仍如件

小出頼負知行所

寛保二年  
戌五月

大山村

名主伴 藤 吉

諏訪七左衛門様  
御役人衆中

以上を以て五ヶ月に亙るこの訴訟事件も終結した。農民が合法的行動に訴えて年貢の軽減を求めたにも拘はらず、結局は和解による解決が行はれ、その解決策も農民側の敗北を意味していた。勿論農民側はこの解決策に満足したとは思はれないが、裁判の遷延による訴訟費用の増大其他の事情により、この解決策に服さざるを得なかつたものと思はれる。合法的行動によつて農民の願が容れられないとすれば、農民の要求を實現する方

法として其後に現はれるものは、百姓一揆であろう。

(註1) 以下紹介する資料の大部分は、名主伴藤吉の筆にならざると思はれる手記による。この手記には、この訴訟事件に關し農民側提出文書の下書が記されて居り、それによつて事件の経過を知ることが出来る。

(註2) 大山村の石盛は次の如くであつた。上田十一、中田九、下田七、下々田三、上畑五・五、中畑四、下々畑一、二、屋敷五・五、林畑二、

これによつて、大山村の生産力の低さが窺はれよう。  
(註3) 旗本の財政困窮については、例えば野村兼太郎博士「徳川封建社會の研究」四七項以下参照。

(註4) 野村博士「近世社會經濟史研究——徳川時代——」三二七頁。  
(註5) 寛保二年より檢見取が實施されたが寶曆四年には再び定免制に復歸している。その間割付によつてみれば、貢租は定免制の時と大差なかつたやうで、それに多額の檢見入用を負擔せねばならなかつた事を考えれば、農民の負擔は檢見取によつて決して軽減されなかつたと思はれる。

(註6) 農民側は名主父子の處罰を不當として遂に領主へ訴え出るに至つたらしいが、それが如何なる経過を辿り、如何なる結果に終つたか、これらの點については明らかでない。

紹介

ジョン・コートマン

『英連邦の家族的結合』

Coatman, John; The British Family of Nations. London, 1950. pp. 271.

矢内原 勝

第三次世界大戰の脅威に暴されている今日、世界は對立する二大陣營、即ちアメリカ合衆國を首班とする民主主義陣營と、ソヴィエト連邦を中心とする共產主義陣營との緊張關係の中に振動しているといつてよからう。そして過去において地球上廣範圍に亙る地域を抑え、七つの海に君臨した英帝國が、移り變る世界情勢の中にあつて尙、第三勢力として米、ソ二國と相並ぶ地位を維持しようと努力している姿も亦我々の注目を惹く。各構成要素に政治的自由を興えて、しかも英帝國全體の統一はいかにして可能であるか。解體しつつある古い植民帝國に代り、新しい事態に適應して生れ出た所謂コモンウェルス方式は、ソ連のサユース方式と共に我々に興味ある問題を提出している。何故ならイギリスもソ連も、内部に發展段階の異なる多數の異民族を含みながら、全體は強大な統一勢力として世界の

ジョン・コートマン『英連邦の家族的結合』

舞臺にその地位を要求しようとしているからである。

本書はブリテイッシュ・コモンウェルスの構造とその構成各國間の連合關係を取扱つたもので、コモンウェルスの團結、統一についての英本國側からの一つの解答である。著者コートマン氏はマンチェスター大學で歴史を、オックスフォード大學で哲學、政治學、經濟學を學んだ人で、現在は聖アンドレ大學の社會科學の Director of Research である。

すべての政治組織は、民族國家、或いは連邦というやうな組織形態の如何を問はず「ある理念 (ideas)、信仰 (beliefs)、行動原理 (principles of action) に據つている」。(G.I.A) アメリカ合衆國、ソヴィエト連邦、そしてブリテイッシュ・コモンウェルス・オブ・ネイションズのような強力な政治組織は理念信仰、原理というやうな抽象的なものの上に基礎をおいているのであつて、軍事力或いは經濟力、或いは人種的統一にさへもその基礎はない。例えば世界各地から集つてきた人達によつてできたアメリカ合衆國の統一は、この國は世界の中で最も自由な、最も民主主義的な國であり、企業者個人に他の何れの國よりも大きな活動範圍を興えるということを國民に教えた教育制度に負うている。かくしてアメリカ人は彼等自身の民族的統一についての強い感覺と、彼等の民族の運命についての固い信仰に染まつている。同様にソヴィエト連邦内部の多種多様な民族、

六五 (四二七)

國民は、今日その統一の主要な源泉を共產主義として知られて  
 いる、マルクス主義の政治的、経済的、社会的理念の中に見出  
 している。(p. 15) それではブリテイッシュ・コモンウェルス  
 の統一の基礎はいかなる理念と信仰であろうか。明らかにそれ  
 は主権的民族國家を基礎づけているものと同種のものではな  
 い。コモンウェルスのような人と國との多様であるところに  
 は、共通の種族、宗教、文化、その他個人を國民に接合してい  
 るすべての強力な抽象的なもの(團結意志のようなもの)が  
 存在しないからである。(p. 15) コモンウェルスの多くの個々  
 の單位の間の協力(cooperation)を可能にし、その間に存在  
 する諸關係に對して實踐的表現を興えるために、考案された政治  
 的諸機關は、統一の象徴ではあるが、クラウンを除いてはコモ  
 ンウェルスが既に存在するからこそ出来たものであつて(p. 15)  
 ここに問題にしている統一の理念ではない。コモンウェルスが  
 基礎をおいている理念、信仰、行動原理を定義することの困難  
 は、それらが植民地成立以來の歴史に應じて進化してきたもの  
 であつて、固定した理論、或いは明確に形成された理念構造  
 によるものではないことによる。英國内部のシウィル・ウォー  
 (チャールズ一世と國會との戦い)、アメリカ植民地の反抗、カ  
 ナダの反亂、今世紀初頭のドイツ挑戦、というような数度の危  
 機を通して、ブリテイッシュ・ピールは、その福祉がより大  
 きな政治組織即ちブリテイッシュ・コモンウェルスの力と堅固

さに非常に密接に關係しており、年と共に益々依存しつつある  
 ということを學んで来たのである。(p. 17)ブリテイッシュ・コ  
 モンウェルスについて本質的なものは政治的地位(political  
 status)、力(power)、ナショナルイテイ、経済的資源、貿易、  
 或いはその他の構成部分ではなくて、單純に各構成要素間の關  
 係である。(p. 18) 植民本國と植民地との關係は時代の進展と  
 共に絶えず變化しつつあり、例えば一九〇七年の帝國會議(Im-  
 perial Conference)の後には、「植民地」という言葉がコモ  
 ンウェルスの自治メンバーに對して適用されなくなつた。さらに  
 一九三一年のウェストミンスター條令によつて、自治領の地位  
 は完全な主権の獨立と、もし自治領の國民と議會がさうするこ  
 とを決定するならば、コモンウェルスから全く分離する自由を  
 含むことが明らかにされた。各構成國はその經濟的發展と政治制  
 度の進歩、世界における自己の地位の認識、民族の自覺などに  
 よつて完全な自治の要求という方向に進んできている。そして  
 またイギリスの植民地開發の仕事は、原始或いは後進種族に對  
 する先進國民側の同胞救濟的事柄ではなくて、前者をして世界  
 の政治的、經濟的組織の中で自由、自治、獨立獨行の分子とし  
 ての役割を演じるようにさせることである。(p. 122) 植民地  
 の經濟力は益々進歩し、政治的には益々完全な自由を獲得する、  
 というコースの到達點は自治領の地位に外ならない。英本國  
 (United Kingdom)の自治領に對する内政、外交の干渉はだ

んだんと減少し、一九三九年以來自治領が、事實上英本國と同  
 様に自由に、自己が世界においていかなる役割を演じるかを決  
 定できることは明らかとなつた。(p. 112) かくしてブリテイッ  
 シュ・コモンウェルス各構成國間の關係は、政治、軍事(特に  
 海軍力)、經濟力の拘束力が弛むにつれて、その結合力をクラウ  
 ンへの忠誠というより一つの理念的なものに、或いはものに  
 みに置かざるをえなくなつてきたことがわかるのである。  
 ブリテイッシュ・コモンウェルスの基礎である理念は、各メ  
 ンバーがあらゆる部面において完全な自由をもつことを意味す  
 る。従つてその行動原理は各メンバーの一致と協議による協力  
 でなければならぬ。權威と支配の關係の代りに協力(coop-  
 eration)と協議(consultation)の關係(p. 74)が英本國と諸自  
 治領間の眞の關係である。協力と協議の實際の制度、その任に  
 あたる官吏としては總督、高等辨務官(コモンウェルス間の司  
 法的機能としての)クラウン、副總督等があげられるが、これら  
 の職能も亦、自治領の地位の向上と共に徐々に形式的なものとな  
 りつつある。例えば總督は、國王が英本國の政治において果  
 すと同じ役割を自治領の政治において果たす。それ故に總督は現  
 在では、自治領の大臣の助言によつて行動し、自治領の大臣は  
 その行爲の責任を自治領議會に對してもつ。(p. 81)一九三六  
 年のバルフォア宣言の採用以來、總督は英本國の代表と見做さ  
 れなくなつた。そこでコモンウェルスの異なるメンバー間の協

力と協議のための傳達手段としては、交通と通信技術の進歩に  
 よつて可能となつた直接の會話により、又將來におけるその實  
 行と方法の最も重要なものとして帝國會議(Empire Parlia-  
 mentary Conference)をあげることができ、この會議にお  
 いて各メンバーは、コモンウェルスの個々の一國の代表、又コ  
 モンウェルス全體の一員としての代表、という二重の資格をも  
 つている。その他、各省間の連絡、大臣の往來等が行われる  
 が、要するにコモンウェルス内部の關係は「家庭的或いは家族  
 的」(domestic or family character) (p. 76)である。そ  
 の制度は固定したものではなく、必要に應じ、或いは戴冠式な  
 どの機會を把えて代表が集まり、會議を開くということである  
 らしい。外國間の關係と比べてその特徴は「より親しく、より  
 非公式」(p. 113)という語に集約されよう。協力と協議の經  
 濟的、科學的、文化的方面については、例えば帝國研究所、コ  
 モンウェルス・經濟委員會、コモンウェルス・船舶委員會、王  
 立國際問題研究所、帝國新聞會議、などがあげられ、學生や教  
 員の交換もこの中に數えられる。政治、經濟的には多くの摩擦  
 の生じている今日、一九三三年のトロントにおける非公式のコ  
 モンウェルス關係についての會議で、南アフリカ代表が云つた  
 ように「現在可能であり、或いはかつてもつべき價値のあるた  
 唯一種の統一は、正にこれらの文化的關係の上のみ確實にお  
 かれてゐる……」(p. 107)のである。

本國、自治領、植民地間の摩擦としては次のような事實が指摘されている。先ず資源的にいつてコモンウェルスはその内部に多くのものをもつとはいながら、それでも完全な自給自足は不可能である。そこでこれらの資源の開発が、自治領政府、植民省、及び植民地政府によって科學的、實踐的問題となつていゝる。一九四八年の英國議會の祕密豫算委員會は、植民地開發には資金と、それをバックする人員と資材と、更に植民地人の協力が必要である、と報告している。(p. 166) しかし、開發され、工業化された自治領と植民地が、英本國と、或いは自治領植民地相互にとつて競争者として立ち現われる恐れはないであろうか。この點に著者は何等觸れるところはないが、各メソバ間の協力と協議によつて十分な解決が與えられるかどうか疑問である。更に貿易上の問題として、例えばカナダとニュージーランドは工業的發展が特に戦争により促進されたとはいふものの依然として農業國である。もしカナダが依然としてその主要産業製品たる農産物を、依然としてその主要市場たる英本國に販賣しつづけるとすれば、貿易のバランス上、カナダは英本國から工業製品を輸入しなければならない。(p. 168) しかも自治領の工業化は自國の完全雇傭と安全保障のためにも、又廣大な天然資源を増大する人口からいつても必然のコースである。更に世界的不況と失業の時期に、農産物價格と工業製品價格との間の差、所謂シェーレの存在は、英本國に比べて自治領の

立場を不利にする。この事實は英本國に對して支拂わねばならぬ資本利子の問題と相俟つて自治領をして經濟的ナショナルイズムの方角をとらせるに至る。(p. 168) この問題は自治領産業の保護育成の問題と共に關稅を廻つて、自治領の保護關稅政策と英本國の主張する自由貿易政策との矛盾を導くのである。コモンウェルスの各員は、その工業と農業が擴張し、その國民の生活水準が改良され、その國民經濟が世界貿易並びに世界經濟組織と一層密接な關係になるにつれて、その外國貿易を増大せざるをえない。(p. 169) 例えは第二次大戰前英本國は合衆國に對する輸出の六倍を合衆國から輸入していた。(p. 205) カナダと南アフリカも亦合衆國に對し輸入超過であり、オーストラリアとインドはやや輸出超過、ニュージーランドは輸出入バランスがとれていた。之に反し植民地と從屬地(Dependent)は原料、熱帯食物の輸出により、合衆國に對し大きな輸出超過をもつていた。これに南アフリカから合衆國への金の積出しと、合衆國旅行者のカナダに落す金と、英本國の船舶とその他「眼に見えない」(Invisible)輸出によつて、正常な年においては全コモンウェルスと合衆國との間の貿易バランスが究極において保たれていたのである。(p. 206) 一九二八年においてコモンウェルスの全貿易の四分の二がコモンウェルスのメンバー間の貿易であり、四分の三が外國との間に行われた。(p. 198) 外國貿易の占める比重の問題と、コモンウェルス開發に要

する資本の問題で、今やアメリカ合衆國の姿が大きく浮び上つてきている。カナダやオーストラリアのような自治領が、ある場合にはその姉妹自治領との關係よりも、外國と一層密接な關係に立つようになる可能性が存在する。(p. 204) のである。

われる。そしてこの統一理念については英國人である著者の力説にも拘らず、我々にとつて十分納得できるものとは云い難い。この問題については未だ考究すべき多くの餘地が残されている。(一九五二年一月)

論文紹介

ポール・H・ベイク

『アントレーグ伯と一七八九年に

おけるフランス保守主義の失敗』

(Paul H. Beik, "The comte d'Artois and the Failure of French Conservatism," Amer-

ican Historical Review, Vol. LVI, No. 4, July,

1951, pp. 767-787.)

西歐諸國においては第十五世紀に早くも封建勢力を克服して王權が伸張し、國民的統一への思想傾向が助長されると共に、同一民族を根幹とする中央集權國家の成立を見た。國王は殘存封建勢力を吸収し、市民階級の有力な支持を得て、絶大な權力と經濟力を掌握し、強力な軍隊と官僚制度との上に、急速に卓越した地位を築き、遂には絶對的權力を保持し、自由にこれを行使し得る迄になつた。國王大權は無制限に擴大して行つた。一切が國王一身に集中した。國王は國家財政を統監する唯一の當事者となつて、國費を自由に處分することが出來た。如

植民地の内部的發展と世界の情勢の變化により、英本國の各植民地に對する緊縛力が弛み、この事態に即應してブリテイッシュ・エムパイアはブリテイッシュ・コモンウェルスへと變化した。しかし各構成要素間の問題解決は協力を協議によること

が説がなければならない。このことが本書の著者をして政治組織の背後に横たわる理念を求め、之を強調させた所以に外ならないと思